

【ハラスメント防止方針】

1. 職場におけるハラスメントは、社員個人の尊厳を不当に傷つけ、心身の健康の悪化にもつながりかねない、決して許されない行為です。

また、社員が能力を十分に発揮することを妨げ、会社にとっても職場秩序の乱れや生産性の低下を招き、企業のイメージダウンにつながる問題です。

2. 当社は下記のハラスメント行為を許しません。
 - ・ パワーハラスメント
 - ・ 妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント
 - ・ セクシャルハラスメント
 - ・ その他ハラスメント
3. この方針の対象は、役員、正社員、出向社員、契約社員、アルバイト等当社において働いている方を含みます。

また、女性、男性、同性同士かを問いません。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきます。

4. 社員がハラスメントを行った場合、従業員就業規則第73条（懲戒の種類と程度）により、処分されることがあります。
5. 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取り扱いはいりません。
6. 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合は、被害者や行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。

7. 相談窓口

一次相談窓口は、外部委託先アデコ㈱の『ハラスメントダイヤル』
(https://www.adecco.co.jp/client/service/hr-solution/harassment_dial/yoyaku)になります。

ハラスメント発生の事実関係の調査、原因分析および再発防止策策定または策定指示とその実施、研修による周知徹底等のほか、行為者の被害者に対する謝罪を含む適切な措置を講じます。

相談者・行為者双方についてプライバシーを守りますので安心してご相談ください。

宮坂産業株式会社
代表取締役 宮坂 竜司

